

高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に影響を受けた市内事業者が借り上げている店舗等の家賃に対して、高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより事業活動の継続を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれか又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項各号のいずれかに該当する会社及び個人（以下「中小企業者」という。）のうち、市内において自ら行う事業活動の用に供する店舗、事務所、工場等の施設を借り上げているもの。ただし、農業、林業、畜産業又は漁業に属する事業を主たる事業として営む個人を除く。

(2) 次のいずれかに該当する者。ただし、イからエまでに該当する者にあつては、業歴が3か月以上1年1か月未満の者に限る。

ア 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年3月から令和2年8月までの間いずれか1か月（以下「特定月」という。）において、売上高等が前年同月比で20%以上減少している者

イ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、特定月の売上高等が、当該特定月を含む前3月間の平均売上高等と比較し20%以上減少している者

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、特定月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較し20%以上減少している者

エ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、特定月の売上高等が、令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高等と比較し20%以上減少している者

(3) 令和2年4月1日以前から事業活動を行っている者

(4) これまでにこの事業により補助金を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号から第4号までに該当する者のうち、中小企業者に準ずるものとして市長が特に必要と認める者は補助金の交付を受けることができるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条の補助対象者が支払う令和2年4月分から令和2年9月分までの店舗等の家賃（共益費等を除く。）の3分の1以内の額で、1事業者あたり400,000円を限度とする。ただし、千円未満の額については、これを切り捨てるものとする。

る。

- 2 前項の算定にあたって、契約書等に月額が明確に記載されていない場合は、1年を12か月とし、1か月を30日として月額に換算した額で算定するものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象施設の賃貸借契約書の写し又は家賃金額のわかる書類
- (2) 売上が前年同期比20%以上減少していることがわかる書類
- (3) 直近の決算書又は確定申告書の写し(業歴が3か月以上1年1か月未満の者にあつては、所轄の税務署に届け出た開業届の写し)
- (4) 令和2年4月以降の分にかかる直近2か月分の家賃の支払いがわかる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するとともに、決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

- 2 補助金を不交付と決定したときは、高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金不交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金申請内容の変更)

第6条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請書の内容に変更が生じた場合は、高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金変更申請書(別記様式第3号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の請求等)

第7条 補助事業者は、速やかに高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金請求書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、概算払により交付することができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、対象期間終了後速やかに高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金実績報告書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付を決定した補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）及びこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

（あて先）高山市長

申請者 所在地
 名 称
 代表者氏名 印
 電話番号

高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金交付申請書

高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金の交付を受けたいので、高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。また、交付申請の後、対象家賃の額に変更があったときは速やかに高山市に報告することを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

① 申請者の主な業務内容		
② 対象店舗等の名称及び所在地 (複数の場合はすべて記入、欄が不足する場合は別紙添付も可)	高山市 番地	
③ 資本金又は出資の総額	円	
④ 常時使用する従業員の数	人	
⑤ 20%以上売上高等が減少した月	年 月	
⑥ ⑤の月の売上高等	円	
⑦ ⑥に対する前年同月等の売上高等	円	
⑧ 減少率 (⑦-⑥) ÷ ⑦ (小数点第3位を切り捨て)	%	
⑨ 対象家賃	令和2年4月分	円
	令和2年5月分	円
	令和2年6月分	円
	令和2年7月分	円
	令和2年8月分	円
	令和2年9月分	円
⑩ 交付申請額 (⑨の3分の1以内の額 400千円を限度、千円未満切り捨て)	円	

添付書類

- 対象施設の賃貸借契約書の写し
- 売上が前年同期比20%以上減少していることがわかる書類
(月別試算表等、上記⑥及び⑦の算出根拠)
(売上が20%以上減少していることがわかるセーフティネット保証認定書等でも可)
- 直近の決算書又は確定申告書の写し (業歴が1年1か月未満のかたは、所轄の税務署に届け出た開業届の写し)
- 令和2年4月以降の分にかかる直近2か月分の家賃の支払いがわかる書類
- その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金不交付決定通知書

所在地
名称
代表者氏名 様

高山市長 印

年 月 日付で申請のあった標記補助金について、審査の結果、次の理由により補助金を不交付とすることと決定したので、高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

不交付と決定した理由

別記様式第3号（第6条関係）

高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金変更申請書

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	印
	電話番号	

先に交付の決定を受けた補助金の申請の内容を変更したいので、高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金交付要綱第6条により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金交付決定日 年 月 日

高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金請求書

（あて先）高山市長

〒

所在地.....

名称.....

代表者氏名.....印

電話.....

年 月 日付高山市指令 第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		支店等名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

年 月 日

高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金実績報告書

（あて先）高山市長

所在地
名 称
代表者氏名

印

年 月 日付で交付決定のありました高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金について、高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金交付要綱第9条の規定により、事業活動を継続したことを報告します。

記

交付決定を受けた額	円
-----------	---